

## 京都市建築協定連絡協議会広報誌



# 建築協定だより

Vol.35号  
平成25年3月

編集・発行  
京都市建築協定連絡協議会  
事務局  
〒604-8571 京都市中京区寺町通  
御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局建築指導部建築指導課内  
TEL.075-222-3620



緑が配されたコモンスペース



真美ヶ丘地区まち歩き（遊歩道・かつらぎの道）



真美ヶ丘地区を東西に走る中和幹線



歓迎の看板



意見交換会



午後は、奈良市内の奈良町周辺で、ボランティアガイドの方から説明を受けながら、歴史ある風景の残るまちなみを散策しました。

香芝市真美ヶ丘地区は、街の東西を走る幹線道路（中和幹線）をまたいで、緑豊かな遊歩道「かつらぎの道」が街を南北に貫く、歩車分離が計画された街です。街の内部には各所にコモンスペースがあり、手入れの行き届いた緑が、まちなみを彩ります。

真美ヶ丘地区のまちづくりを担う真美ヶ丘自治会では、平成3年に「真美ヶ丘地区環境整備基準」を独自に作成・採択し、自治会の中に置かれた環境整備委員会を中心に、基準に基づいたまちづくりを地域独自の力で運営されています。

研修会当日は秋晴れの晴天に恵まれ、真美ヶ丘自治会の皆さんから説明を受けながら、真美ヶ丘地区のまち歩きを行いました。まち歩きをしながら、実際の事例の紹介やまちづくりの工夫など、たくさんのお話を聞くことができました。さらに、まち歩きの後は自治会館にて真美ヶ丘自治会の皆さんとの意見交換会で交流を深め、短い時間ではありましたがあなたが有意義な研修となりました。

秋の研修会を平成24年10月27日（土）に開催し、8運営委員会から計15名の方々が参加されました。

午前中の研修では奈良県香芝市の「真美ヶ丘地区」を訪問しました。

香芝市と広陵町にまたがる真美ヶ丘ニュータウンは、昭和53年に完成した新興住宅地で、大阪中心部まで30分と交通の便が非常に良く、大阪都市圏のベッドタウンとなっています。今回訪問したのは、真美ヶ丘ニュータウンのうち、香芝市域にあたる真美ヶ丘地区です。

**奈良県香芝市真美ヶ丘地区を訪ねて**

## 地域のルールは、「住民の総意」

真美ヶ丘自治会では、自治会結成から4年後にある1989年（平成元年）に「真美ヶ丘自治会まちづくり宣言」を行い、さらに2年後の1991年（平成3年）には「真美ヶ丘地区環境整備基準」を定め、自治会の中におかれた環境整備委員会を中心に住環境の保全に取り組んでいます。

何よりも驚かされるのは、環境整備基準は地域で任意に定められたルールであり、法的な拘束力を持たないものであります。ながら、これまでに地域のルールとして守られ続けていることです。

## 真美ヶ丘自治会のみなさんと 意見交換会より

Q 環境整備基準を地域のルールとして守ってもらうための工夫はありますか？

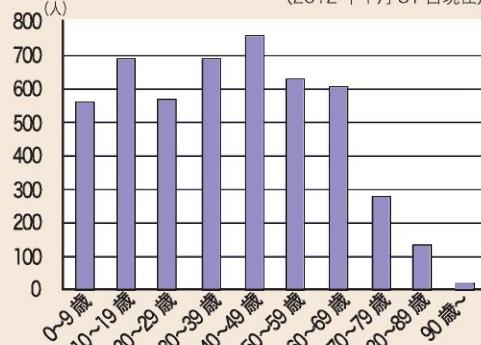
A 香芝市の都市計画課に建築の相談などがあった場合には、まず行政から「環境整備基準」についての案内をしてもらい、自治会にも連絡してもらうという連携が図られています。

環境整備基準は法律ではないので、相手方にも建てる権利があります。そのため、なかなか交渉が難しいこともありますが、『自治会の総意は法律である』という気概で、『今は、守らざるルールかもしれないが、住み始めればこのルールで守られるルールなので守ってほしい。』として、粘り強く対応しています。



真美ヶ丘東小学校屋上より

### 真美ヶ丘自治会の住民の年齢構成 (2012年1月31日現在)



（真美ヶ丘自治会第28回定期総会冊子より）

## 「ふるさとづくり」で、活気あるまちを。

左表は、真美ヶ丘地区的年齢構成を示したグラフです。入居開始から30年近く経つのですが、高齢化率が低く非常にバランスが良いことに驚かされます。また、自治会の活動が非常に活発で、今回の研修会でも、若い委員の方たちが多く参加されているなど、地域のみなさんのつながりの強さを感じました。

Q若い人たちをどうやって自治会活動に巻き込んでいるのでしょうか？

A 自治会では、夏祭り・スプリングコンサート・どんど祭りなど、若い人が参加するイベントを企画することで、一度は真美ヶ丘を出ても「ふるさとに帰ってきてもらおう」という活動に力を入れています。また、この住環境を守っていくための環境整備委員会の活動にも、若い人に参加してもらうようにしています。

## News!!

### 京都市自治記念式典において 表彰を受けられました。

毎年10月15日は、京都市の「自治記念日」です。毎年この日には、記念式典が行われ、市政の推進に貢献された方が表彰されています。

昨年（平成24年）も、770人・643団体の方が表彰を受けられました。京都市建築協定連絡協議会からは、長年にわたる建築協定を通じたまちづくり活動による功績が認められ、1個人4団体のみなさんが表彰を受けられました。表彰を受けられたのは、次の方々です。

- ◎望月 秀祐 氏（元連絡協議会会長）
- ◎阪急桂南住宅地区（西京区）
- ◎北大路高野住宅地区（左京区）
- ◎桃山与五郎町地区（伏見区）
- ◎桂坂かえで地区（西京区）



連絡協議会からも、心よりお祝い申し上げます。  
連絡協議会では、「建築協定によるまちづくり」の普及啓発の一環として、今後もこのような表彰への推薦を行っていきます。

真美ヶ丘地区環境整備基準は自治会独自に作成されたものですが、その内容は用途の制限、斜線制限を含む建物高さの制限、容積率、建ぺい率等建築協定と共通した内容を含み、また、緑化率や駐車場・駐輪場スペースについての制限等、多岐にわたる非常詳細なものです。

紙面の都合上、環境整備基準の詳細やまちづくりの取組みの紹介が十分にすることができませんでしたが、京都市建築協定連絡協議会のホームページで、真美ヶ丘ニュータウンのホームページの御紹介もしておりますので、是非御覧ください。

詳しくはホームページを御覧ください。



## 『研修会に参加して』

西京区阪急桂南住宅地区 高橋 和男

香芝市真美ヶ丘自治会の皆様のお世話になり、住宅地の見学と活動のご紹介をお伺いして、素晴らしい理念と実行力に感心いたしました。「なかよし、住みよし、暮らしよし」の理念を会員全員（4,903人）のものとして活動していることを、僅か2時間でしたが実感いたしました。

環境整備基準を設定して、駐車場や駐輪場の確保や緑化率や植樹本数の基準を設定されています。実際に住宅街を見学して路上駐車や自転車が皆無である事や安心・安全への配慮なども垣間見ることが出来ました。また故郷意識の醸成やリターンへのイベント等若い世代への対応もされていました。地域で「自分たちで自分たちのことはする」を実践されていることを学ばせて戴きました。

## 研修会の感想

## 『研修会を終えて』

伏見区久我御旅町南部住宅地区 兼松 清

伏見区久我御旅町南部住宅地区 兼松 清

真美ヶ丘自治会が出来て二七年目との事で、自治会結成時（85年）から基本理念として「なかよし、住みよし、暮らしよし」を頭に置いた取組みをなされた、奈良県景観住民協定の第1号認定を受けられた。敷地も最低60坪以上でゆとりのある建物でまち全体に明るい緑ある風景でした。平成3年以前の建物は基準に合致していないので、将来建替える時は合致した計画にしていただきよりお願いしているとの事でした。

## 『研修会を終えて』

上京区 松町地区 中村 正昭

今回真美ヶ丘地区を見学等させていただいたが、その取組みは素晴らしいものであった。現地を見学し、後日資料を見る中で、①目標の設定、②対策・基準等の策定、③実行体制の確立、④実現に向けた実行力、⑤住民への周知徹底と協力等、体系的な取組みの重要性を改めて実感した大変有意義な研修であった。真美ヶ丘自治会並びに当日御多忙な中対応していただいた大勢の役員の方々に心から感謝申し上げます。

## 『自治会で守られる「まちづくり」』

西京区大原野右京の里地区 大中 弘文

街中を縦横に通る幹線道路・駅に通じる遊歩道と計画的に整備され且つ管理された美しい街を感じた。自治会委員がお接待を受けたような思いで自治力を見せ付けられた。公園による土地区画整理事業で開発され、公園の基準は有るもの（元地主と入居者の意識の統一が生じ自治会強化が進んだ）と思う。

自治会活動は活発で自治会館の素晴らしさ、二三〇頁にも及び定期総会資料等々唯々驚いた。執行運営機関として部会・委員会他を有し、その中の環境整備委員会で「街づくり」の役目を果たし、同役員は新築建替等々に対し「環境整備基準」の理解を得る毎で事業主の説得に当たる努力は敬服しました。街づくり宣言に「第一のふるさと、永住の地」と強い住民意識を持ち、子供達にもそれに必要な事業を行い、意識高揚を図っている。我々の街にも参考になる事が多く、特に自治会との連携の必要性を感じた。

## 『自分たちのまち』

西京区阪急桂南住宅地区 三好 曜

美しく力強い「上山の麓、多くの熱心な委員さん達に迎えられる。自治会の定期総会のまつめ（分厚い冊子）の充実さにびっくり。主要な取組み課題としてスタート、「環境づくり委員会」が自治会の中で中核的存在であり続けていることを知る。新設コンビニの進入路の話し合いによる解決、共同住宅の規制、人工的堆に代わる生垣の多さや路上駐車のない風景などの活動結果に住民参加型の積極的まちづくりの好例を見た。

## 『秋の研修会に参加して』

西京区桂坂ひいらぎ北地区 萩島 潔

研修会出発時に当日の研修資料としていただいた真美ヶ丘自治会定期総会冊子を見て驚きました。こんな総会資料があるのかと。また、真美ヶ丘に到着したときの歓迎ぶりを見てまた驚きました。今の時代にこれだけの自治会活動をされていることに感心しました。環境整備基準を守るだけでなく他の活動も活発であることは、見てこれたのですが、地域社会の連携が希薄になりつつある現在において真美ヶ丘の住民を駆り立てるものは何なのかと驚くことはかりでした。また、ならまちの散策は昔あった懐かしいまちなみにつれて、時の移り変わりを改めて感じることができました。楽しい一日となつたことを感謝いたします。

## 会長寸言

京都市建築協定連絡協議会 会長 桑原 尚史

昨日、中国と尖閣諸島問題、韓国との竹島問題、ロシアとの北方領土問題が大きく取り上げられていますが、これらはいずれも、隣の国との問題です。住宅地においても、しばしば問題になるのは相隣関係です。民法の第233条に

竹木切除権として「隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取ることができる。」という細かなことまで定められていますが、これは裏を返せば、古今東西、隣の家のトラブルが多いことの証だと思います。自分が他人からされて困ることは、自分もしない。他人にばかり要求して、自分のことは棚に上げておくことは許されません。建築協定運営委員に向かって「ワシの土地なんやから、何をやっても勝手やろー」という人がたまにいますが、そう言う人は、自分自身が隣の家人にどんなに迷惑なことをされても、文句はないのでしょうか。

トラブルを未然に防止し、紛争に至らないようにする手段として建築協定が存在するのだと思います。向こう三軒両隣と友好的な関係であることは、日々の生活にとって大いに重要なことです。地域の絆を保ち、いざという時の力なり、安心安全な生活のベースになります。建築協定とは、近隣との「平和友好条約」とも言えるのではないでしょうか。

## 今なぜ「地域景観づくり協議会」なのか?

桂坂景観まちづくり協議会  
会長 桑原 尚史

桂坂景観まちづくり協議会の前身の桂坂地区建築協定協議会は、各建築協定運営委員会どうしの情報交換を第一の目的として、平成19年7月に桂坂地区建築協定懇談会として発足し、同年9月に名称変更して、さまざまな活動をしてきました。



秋の桂坂フォトハイキング

なかでも活動の幅を広げたのは、平成21年に国土交通省「住まい・まちづくり担当手事業」の支援団体に選ばれ活動した「桂坂・夢まちプロジェクト」です。桂坂地区の素晴らしい再発見と創造・気づき、感動し、人々に伝える」を基本とし、子供達の桂坂のお気に入りの場所の絵の募集、フォトハイキング、京都市立大学の神吉先生による桂坂のまち歩きと絵画制作、京都市立大学の学生による桂坂のまち歩きと絵画制作、京都市立大学の学生による桂坂の「歴史・自然・造形」を巡る「桂坂まち歩き」、ホームページの制作などを行いました。同プロジェクト以降、桂坂全戸へ「住まい・まちづくりを考えるアンケート」を実施し、「現在の住宅を選んだ理由」を尋ねたところ、回答としてダントツの1位は「緑豊かな環境が魅力的だった」でした。桂坂の景観を考える時に「家並み」と同等に「緑」が重要な要素であると改めて認識させられました。また、同プロジェクト以降、毎年、「桂坂まち歩き」とワークショップを実施し、桂坂の景観の体感もしてきました。

桂坂内のほとんどの地区が、住宅地開発業者が分譲

前にあらかじめ締結した「一人協定」として、建築協定をスタートさせています。年月の経過とともに、桂坂はどのような理念、ビジョンにより開発されたのか、どのような位置付けで建築協定が作られたのかが忘れ去られてしまう可能性がありました。そこで、桂坂開発のマスター・プラン策定の中心メンバーとして、桂坂のまちづくりの根幹に深くかかわった先生を講師に、平成22年から2年連続で、景観まちづくりに関する講演会を開催し、桂坂開発の原点を再確認しました。

そのような活動をふまえて、平成24年に組織を拡充したうえで「桂坂景観まちづくり協議会」に名称を変更しました。「桂坂地区建築協定協議会」の時との最大の違いは「緑」についての認識がより明確に位置付けられた点です。協議会の中に、建築協定部会と景観づくり部会を設けましたので、個々の建築物のこととともに、緑も含めた景観についても一層しっかりとと考えていけると思います。

そのような一連の活動から得られたものを「地域景観づくり計画書（桂坂の景観まちづくり）」として文書化し冊子にまとめました。



桂坂・夢まちプロジェクト  
「景観まちづくりフェスティバル」

### News!! 桂坂景観まちづくり協議会が地域景観づくり協議会として認定されました。

西京区桂坂地区には、39の建築協定地区と各建築協定を運営する17の建築協定運営委員会があります。桂坂地区では、昨年（平成24年）に「桂坂景観まちづくり協議会」が発足し、京都市市街地景観整備条例に基づく「地域景観づくり協議会」第5号として、今年の2月1日付で京都市長の認定を受けられました。同年2月4日には、桂坂景観まちづくり協議会会长の桑原尚史さんら計4名の方々が出席して、認定式が京都市役所で開催されました。

また、既に「地域景観づくり計画書」の認定の申請も行われており、今年の春頃には認定される見通しとなっています。「地域景観づくり計画書」が認定されますと、区域内で建築行為等をされる際には、景観に関する手続きの前に「地域景観づくり協議会」との意見交換が必要となります。「地域景観づくり協議会制度」の詳細につきましては、京都市・景観政策課（TEL075-222-3397）にお問い合わせください。

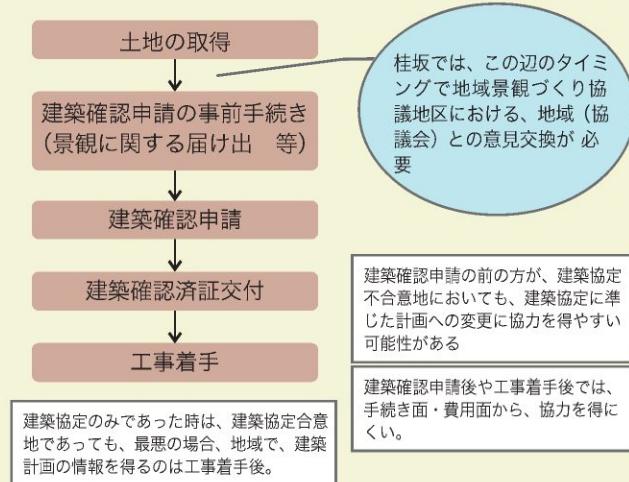


京都市都市計画長から認定証の読み上げをうける桂坂景観まちづくり協議会のみなさん。（右から、桑原氏、菱島氏、伊藤氏、千葉氏）

この「建築協定だより」を読まれるのは、建築協定地区にお住まいの方が多いと思われますので、桂坂には建築協定がありながら、なぜ「地域景観づくり計画書」を提出し、「地域景観づくり協議地区」として認定を受けようとしたのかということに触れさせていただきたいと思います。建築確認では、建築協定運営委員会に事前に届出を行っているかどうかも含めて、建築協定書に定められた内容は審査の対象ではありません。しかし、「地域景観づくり計画書」の認定申請を京都市長に行い、「地域景観づくり協議地区」として認定を受けければ、建築主等は、景観手続きよりも前の時期に「地域景観づくり協議会」の意見を聴く義務が生じます。

桂坂では、建築協定合意地について建築協定運営委員会への届け出をもって地域景観づくり協議会との協議としてみなすことになりますので、「地域景観づくり協議地区」の認定を受ければ、建築協定をより確かなものとすることができ、かつ、建築協定との両立を図ることができます。また、建築協定不合意地であっても、地域景観づくり協議会との事前協議義務が発生しますので、地元として早い段階で情報を得ることが期待できます。地域景観づくり協議地区でない場合、建築協定不合意地については地元との協議義務がありませんので、景観まちづくりにおいて問題のある建築物であっても、工事が着工され、かなり工事が進行した遅い段階でなければ、近隣住民がそれに気づくことは困難です。したがいまして、「地域景観づくり協議地区」として認定されることはない、また、紛争事例も見聞してきましたが、建築主等によって開発許可申請や建築確認申請が行われる前までが勝負です。逆に言えば、それを過ぎてしまつたならば、勝負はついていると言つても過言ではありません。

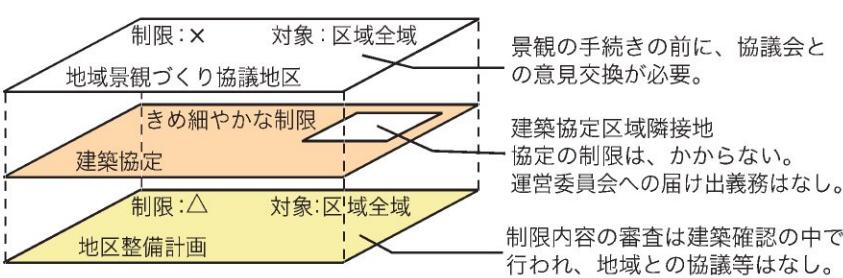
### 桂坂地区が「地域景観づくり協議地区」になった後における建築物等に関する手続きの概ねの流れ



建築協定地区内では、建築協定不合意地においてトラブルの発生するリスクがより高く存在しますが、そういった場合における「地域景観づくり協議地区」の意義をご理解いただくための表を左記に載せましたが、桂坂以外におかれましては、建築協定地区という住民意識が強い地区であるならば、建築協定合意地についての建築協定の運営を確かにし、また、不合意地に関してのトラブルを事前に回避するための手段として、「地域景観づくり協議会」や「地域景観づくり計画書」、「地域景観づくり協議地区」について検討する意義は、大いにあるのではないかと思われます。

### ～建築協定と、その他まちづくり制度の比較～

建築協定は、土地の所有者等が合意された皆さんによる契約と位置付けられています。そのため、建築協定地区内でも、土地所有者等の合意が得られず建築協定に加入されていない区画は、建築協定区域隣接地となり、建築協定の効力は及びません。下図は、各制度の対象範囲、制限の有無、地域との関わり方をまとめたものです。それぞれに特徴のあるまちづくりの制度であることが分かります。



桂坂内の風景

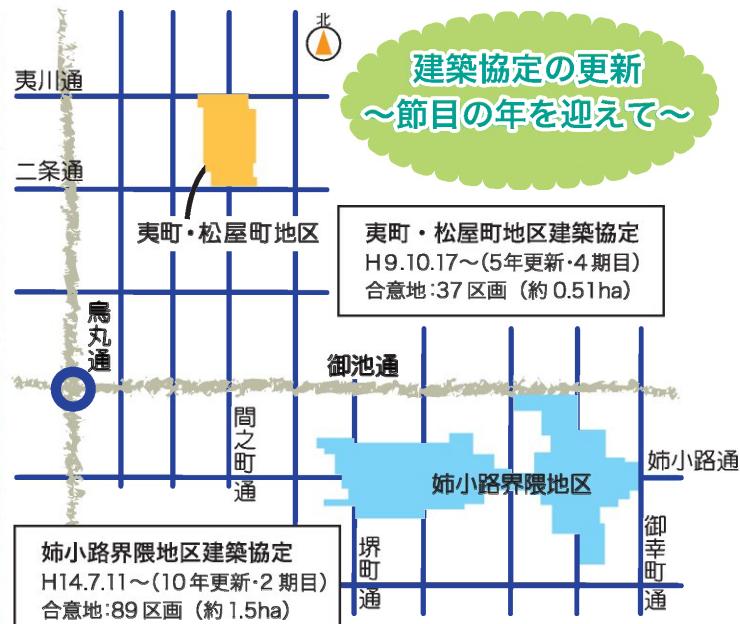
夷町・松屋町地区では、近年、共同住宅の建設が続  
く京都のまちなかにあって、昔ながらのご近所づきあ  
いを大事にしていきたいという思いから、建築協定を  
締結運営されています。夷町・松屋町地区建築協定は、  
昨年の10月に建築協定締結から15年目を迎え、建築  
協定の更新・再認可の手続きを終えられました。

この周辺は、御所南小学校区として居住人気の高い  
地域で、今も共同住宅の建設が続いている。このよ  
うな状況から、建物の高さ制限が見直されても、住  
環境の変化への危惧は変わりませんと、運営委員長の  
川端さんは語られます。だからこそ建築協定によるま  
ちづくりを「しっかりと繋いでいかなければ」という

## 『夷町・松屋町地区建築協定』

思いを、地域の中で共有できているのだそうです。地  
域で育まれたまちづくりへの高い意識と、自治会での  
日々の活動で培われた「ご近所づきあいの良さ」から、  
今回の更新の手続きで町内を回った際にも、地域の皆  
さんは非常に好意的にスムーズにできましたと、振り  
返られます。

今回の手続きで、改めて地域の高齢化を感じ、今後  
のまちづくりの担い手選びが課題です、とおっしゃる  
川端さん。また、自治会とは別組織であるために、建  
築協定運営委員会の委員選びにも、苦労を感じられ  
るそうです。運営面での難しさもあり、不安がないわ  
けではないとされながらも、これからも顔の見えるお  
つきあいを大事にしながら、このまちに住み続けてい  
きたいと締めくくられました。



## 夷町・松屋町地区的まちなみ

低層の住居が立ち並ぶ地区の中ほどには、西村衛生ボーグさん(写真中央)があり、通りを歩くと甘い香りが漂います。



## 「姉小路まちなみ展」の様子

昨年の「まちなかを歩く日」の関連企画として、姉小路界隈を考える会では様々な催しが行われました。ギャラリー象鯨では、模型やパネルの展示、景観シミュレーションを使ったまちづくりの取組みの紹介が行われました。



まず、運営委員会では、建築協定加入数の増加に取り組みました。更新までのほぼ1年の間に積極的に働きかけを行い、4件の加入届の提出に至りました。現在の加入区画数は89区画となっています。建築協定を行い、加入区画数100件を目指していきたいと意気込んでおられます。

昨年の8月には、地区計画策定の要望書を京都市に提出され、今後手続きを経て、都市計画決定される見通しとなっています。また、姉小路通りの街灯や通りに面した各戸の門灯を、温かみのある電球色に交換し、通りを快適な空間にしようという取組みなどを建築協定だけではなく、多角的なまちづくりの取組みを開かれています。

このような姉小路界隈地区のまちづくりを牽引されているのは、「姉小路界隈を考える会」です。会では、定期的な広報紙「姉小路まちづくり通信」の発行や



界隈に掲示された「姉小路まちづくり通信」や建築協定の看板

ホームページの運営により、意欲的に会の取組みを発信されています。また、まちの魅力を体験できるイベントとして「姉小路行灯会」や「まちなみ歩く日」を毎年実施されるなど、非常に意欲的にまちづくりに取り組まれています。

## 『姉小路界隈地区建築協定』

## News!! 建築協定地区の表示看板（※）を新しく設置または補修する場合に、補助金の交付が受けられます。

このたび、京都市建築協定連絡協議会では、各地区で設置されている建築協定地区を表示する看板の新規設置や補修の工事を行う運営委員会に対して、補助金を交付できることとしました。この機会に、各運営委員会で新規設置や補修を御検討ください。

（※）建築協定地区表示看板とは、その地区が建築協定地区であることを、広く地区内外の方々にお知らせし、建築工事等の際の事前相談を促す目的で地区内に設置される看板です。

### 交付が受けられる補助金の額

新規設置 5万円を上限として、実費  
補修 2万円を上限として、実費

※詳しくは、交付要領を御覧ください。

☆ホームページから、交付要領等がダウンロードできます。

交付要領（建築協定地区表示看板の設置等に  
係る補助金交付要領）

### 交付申請の流れ

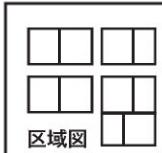
- 1 事前申込み
- 2 工事
- 3 施工業者への支払い
- 4 補助金の交付申請

☆事前に、工事の予定と見積額を連絡協議会事務局にお知らせください。  
(事前申込み)

事前申込みをせずに補助金の交付申請をしていただいても、予算の都合上、  
補助金をお渡しきれないこともありますので、御注意ください。

この地区は○○○建築協定区域です。

この地区に建築工事等  
をする場合には事前に  
相談をしてください。



○○○建築協定運営委員会

イメージ図

## □お知らせ□

### «建築協定の更新時期が近づいています»

建築協定の効力は一定の期間に限られており、  
有効期間満了後も協定を続けていこうという場  
合には、更新の手続きが必要です。

右記の地区が間もなく更新の時期を迎えられ  
ますのでお知らせします。更新の進め方・手続  
き等については、京都市・建築指導課までお問  
い合わせ下さい。

- ・西京区桂坂さつき北第2地区（平成25年6月）
- ・西京区桂坂さつき南地区（平成25年9月 自動更新有）
- ・西京区桂坂ひいらぎ・つばき石畠通地区（平成25年10月）
- ・西京区桂坂にれのき北第1地区（平成25年12月）
- ・西京区桂坂にれのき北第2地区（平成26年3月）



神戸市建築協定連絡協議会の方々が  
桂坂地区を訪問されました。

去る11月17日(土)に、神戸市建築協定地  
区連絡協議会のみなさんが、見学交流会と  
して桂坂地区を訪問されました。

生憎の雨の中となってしまい  
ましたが、参加者のみなさん  
は、桂坂のまちなみを  
見学され、その後は、  
桂坂地区の建築協定運営  
委員のみなさんとの意見  
交換会が行われました。



### 京都市建築協定連絡協議会ホームページ をご活用ください！

ホームページにより、連絡協議会や各地区的活動の周知、ま  
ちづくりに役立つ資料・情報の集積・共有等を図り、縦(次の  
世代)及び横(各地区の運営委員会及び住民各位)の連携強  
化を目指しています。

「京都市建築協定連絡協議会」で検索してご覧ください。

京都市建築協定連絡協議会

検索

[http://www.kyoto-machisen.jp/  
chiiki\\_hp/kenchikukyoutei\\_HP/index.html](http://www.kyoto-machisen.jp/chiiki_hp/kenchikukyoutei_HP/index.html)

「地区での活動情報」を  
ホームページに掲載できます。  
是非、事務局まで情報をお寄せ  
ください。





朝日神明宮

振りの看板「京都伝統産業

烏丸五条から、東へ麁屋町を目指した。烏丸通りから何筋目なのか。見当がつかず、何本か北に入つては戻り、麁屋町通りについた。昔は通りの角の家に細い看板に通り名があった。

いつもは北から下るのだが、今回は五条から上がることにした。日曜日のせいか人気のない道を「丸竹夷一・四綾仏高松」と口ずさみ、唄と逆に進む。

北は丸太町から南は五条通りまで、約二・三キロ平安京では貴族の邸宅が立ち並んでいたが、応仁・文明の乱の戦火で焼失した。

一五九〇年秀吉の京都大改造で通りを再生して豆腐屋、麁屋、麵類の店が多くたことで麁屋町通りとしたという。

左手に「ユリイカ」と書いた看板があった。二間ほどの間口の店に入つてみた。アート系の洋書がならんでいた。その向かい側に中がみえない民家の前に「キヨウ・トキモノ・クリニック」と小

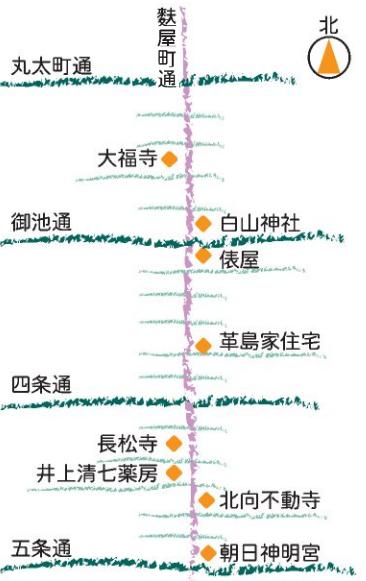
通りの看板「京都伝統産業

## 古き良き時代が垣間見える

まちなか探索

筋屋町通り

服部 真貴子



通りの両側には時々、木の格子ある町家が残っている。左手に「ユリイカ」と書いた看板があった。二間ほどの間口の店に入つてみた。アート系の洋書がならんでいた。その向かい側に中がみえない民家の前に「キヨウ・トキモノ・クリニック」と小

通りの看板がならんでいた。建築写真、彫刻など。町家にちょっと手を加えただけの店だが、妙にこれらの本とマッチしている。

昨今、町並みを保存し、住みやすい町造りが取り組まれているが、この通りのそこここで子どもたちの声が聞こえたら(京のやさしい通りにぴったりなのに)とおもいつつ、気がつくとそこは丸太町通りだった。

五条から、歩いてくる間、見かけた子どもはこの子だけだった。路地や通りで子どもたちの声が聞こえなくて久しい。

五条から、歩いてきて、鈴を鳴らし拝んでみせてくれた。やレストランがあり静かな一角になる。二条を少し上がつて大福寺。京都七福神の一つ布袋尊が祭られている。本尊の格子戸が道に面しているのは地域の人たちの身近な存在になっているのかもしれない。道路でひとり遊んでいた女の子が、走ってきて、鈴を鳴らし拝んでみせてくれた。

五条から、歩いてくる間、見かけた子どもはこの子だけだった。路地や通りで子どもたちの声が聞こえなくて久しい。

六角通りから御池の間には湯葉半老舗炭屋、俵屋、格屋と有名な旅館がづく。  
俵屋の玄関辺りは、何か床しく客でなくとも引き込まれる。



大福寺



井上清七薬房



北向不動寺



大福寺

寺といつてもたたずまいは町家風の住宅だ。上人は在住で誰でも仏門に入れる

内部が非公開なのが残念だ。

さらに細くなる道を上がって行く、綾小路間での左側に「日扇上人の舊宅」の石碑がたっている長松寺。

寺といつてもたたずまいは

神塩で病歎が治つたとの言い伝えがあり、歯痛快癒で知られている。

二条通りまでのあいだは京町家を生かしたブティック

やレストランがあり静かな一角になる。二条を少し上がりて大福寺。京都七福神の一つ布袋尊が祭られている。本尊の格子戸が道に面しているのは地域の人たちの身近な存在になっているのかもしれない。道路でひとり遊んでいた女の子が、走ってきて、鈴を鳴らし拝んでみせてくれた。

五条から、歩いてくる間、見かけた子どもはこの子だけだった。路地や通りで子どもたちの声が聞こえなくて久しい。